

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書



令和7年6月25日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒131-0042
住 所 東京都墨田区東墨田3丁目1番12号
氏 名 株式会社 杉田製線
代表取締役社長 杉田光一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03(3617)0601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

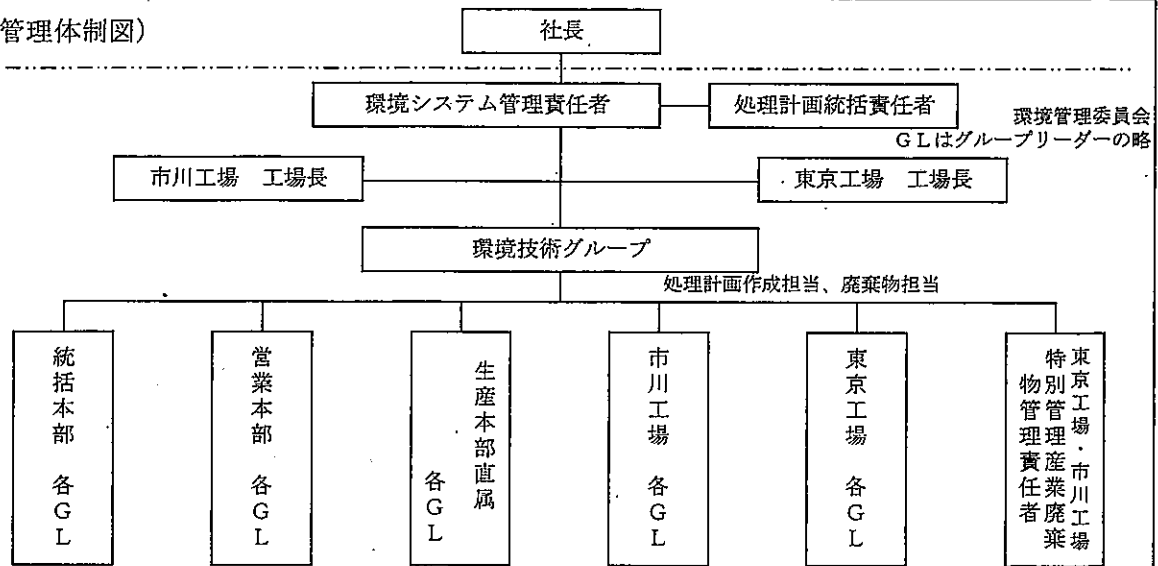
事業場の名称	株式会社 杉田製線 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市二俣新町17番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E22-鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷量 46,688 t
③従業員数	178人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	線材加工工程 廃硫酸 → 自社中間処理(酸化反応) 廃塩酸 → 委託処理(酸化・還元・中和) 特定有害物質 → 委託処理(再利用(焼結)) 化成品製造工程 → 廃硫酸(含汚泥) → 委託処理(中和)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 [廃硫酸、廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	排 出 量	2743.61 t	16.12 t
	(これまでに実施した取組)		
	廃硫酸の自社内再資源化を実施、排出量の管理徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 [廃硫酸、廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	排 出 量	2600.0 t	20.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	廃硫酸の濃度管理徹底による排出量の減少		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃硫酸、廃塩酸を分別し再生有効利用を促進
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（廃硫酸）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	2447 t	t
	（これまでに実施した取組）		
	自社内再生有効利用による再資源化（無機高分子凝集剤）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（廃硫酸）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	2400.0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	同上の資源化事業の推進		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸〔廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)〕	特定有害汚泥
	全処理委託量	296.61 t	16.12 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	12.72 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	再生利用業者の情報収集を行い委託量を増やしてきた		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸[廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	全 処 理 委 託 量	200.0 t	20.0 t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	100.0 t	20.0 t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生利用業者及び優良認定処理業者への委託量を増やすために一層の情報 収集を行う		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		2759.73	t
(今後実施する予定の取組等)			
実施済			
※事務処理欄			

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。